

令和 2 年度 第 13 回江津市農業委員会総会

日時：令和 3 年 2 月 22 日(月) 午前 9 時 30 分～

場所：江津市地場産業振興センター 2 階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 承認 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更申請について

第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第6 その他

○出席農業委員（10名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番山本英彦 4 番藤井孝子

5 番柳原良雄 6 番和田幸子 7 番大村理之 9 番田代和秋

10 番深野政勝 11 番原田和徳

○出席推進委員（8名）

盆子原温、階本誠一、野田英夫、佐々木建也、湯浅憲昭、

仲津和法、壺岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 参事藤田佳久 次長高井誠

○ 午前 9 時 28 分 農業委員会総会 開議

事務局 皆様おはようございます。総会の時間より少し早いですが、皆さんお集りになりましたので、ただ今から令和 2 年度、第 13 回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしく願います。

会 長 おはようございます。今日も人農地プラン等について経過報告等々がござい  
ますし、午後から人農地プランの検討会が予定されております。検討会を得て

いわゆる実質化という形になりますので、皆様のご支援ご協力を本当にありがとうございます。まだまだ、出来ていない集落もございますので、一層のご協力をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、ただ今から令和 2 年度、第 13 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、二本木委員それから河村推進委員、崎谷推進委員、井上推進委員より欠席の報告がありました。なお、本日の出席委員は過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思います。ご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。ご了解いただきましたので、9 番 田代委員、10 番 深野委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしく願いいたします。

会 長 ここで、皆様にお諮りいたします。本日の審議日程の第 2 より、日程第 4 の議案第 2 号まで、藤井委員に関することとなります。通常の議事運営ですと、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により藤井委員を除斥し、採決後に退席解除を繰り返すこととなります。スムーズな議事進行のため、本日の日程第 2、承認第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画の変更申請について」から日程第 4、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」までの議題につきましては、事務局より一括して説明後、隣接地区の柳原委員から調査結果の報告を受け、各議案毎の採決の後、藤井委員の除斥を解除することとしたいと思います。いかがでございましょうか。ご意見ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。ご了解を頂きましたので、本日の日程第 2、承認第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画の変更申請について」から日程第 4、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」までを、事務局に一括して説明を頂くことにします。

農地転用事業計画変更・農地法第 3 条・農地法第 5 条

《 都治町 》

会 長 それでは、日程第 2、承認第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画の変更申請について」から日程第 4、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」の議題に入ります。ここからは、藤井委員に関する事になりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、藤井委員を除斥いたします。

〔 藤井孝子委員 除斥 〕

会 長 事務局の説明に続き、隣接委員の柳原委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、説明をさせて下さい。今回も一部説明を省略したような形でさせて頂きたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。座って説明をさせて下さい。説明の前に皆様の資料を確認させて下さい。以前、送付させて頂いたものが 3 つ。議案と位置図、それからあとで説明をしますけれど、農用地利用集積計画の承認についてです。この 3 つについて説明していきますので、よろしくをお願いいたします。それでは、説明に入ります。まず初めに、議案集の 1 ページをご確認下さい。位置図につきましても 1 枚めくって頂きたいと思います。それでは初めに、承認第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画の変更申請について」説明をいたします。議案集は 2 ページになります。位置図は 1 枚めくって頂いた表紙裏になります。農地の所在につきましては、それぞれ都治町の 3 筆になります。地番が●●●●●●外 2 筆の計 3 筆になります。面積につきましても、ご確認願います。申請人の譲渡人は島根県で、譲受人は●●●●●さんです。転用目的は農業用施設という形で、工期の変更前が令和 2 年 9 月 11 日から令和 3 年 2 月 28 日となっておりましたが、この工期を変更後の工期として、令和 3 年 3 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日にするというものになります。この変更理由なのですが、後で説明をさせていただきます。農地法第 3 条や 5 条の土地につきましては、一括して県と●●さん、それからこの地権者さんと三者で一括した契約をしておりますので、個別の所有権移転等が難しいということです。その他の計画の所につきましても、当初は 2 月の所で計画どおり終わる予定だったのですが、色々な計画の遅れがありまして、特に後で審議して頂きますけれど、農地法第 5 条の所の手続きがどうしても遅れてしまうと、その関係もありまして、ここも関

連して工期が遅れるという形のものでございます。転用のそのものの内容につきまして、何か変わるわけでは無く、またその必要性もありますので、この許可申請という所で皆様で審議を頂きたいと思っております。なお、許可につきましては 8 月の総会の後、県の会議で許可を頂まして許可年月日が令和 2 年 9 月 11 日という形で、県から許可を頂いている所でございます。1 枚めくって頂まして、今度は農地法第 3 条の規定による許可申請につきましてです。位置図につきましては、2 ページになりますが、番号が打ってありますが農地法第 3 条①という所です。ここにつきましては、県から●●●●●さんが所有権を譲り受けるという所での申請になります。先ほど申し上げましたとおり、三者で一括契約の中の 1 筆になります。ここで、申請時には農地法第 3 条に係る所と、5 条に係る所が 1 筆でして、どちらも都治町●●●●●同じ地番になりますが、そのうち位置図で言う所の左側の面積という形で●●●●●●m<sup>2</sup>。これは測量図の所の面積に基づくものでございます。こういった分割を申請の最中に、この所有権移転の 3 条許可申請が出ております。先日、県に確認した所、この分割の登記が完了したということになっておりますので、最終的にはこの面積というのは、小数点未満切り捨てますので、●●●m<sup>2</sup>として登記がなされておりますということ、追加で補足説明させて頂きます。申請人は本人からで、対価は 10a あたり●●●千円という形になっております。次に議案の 4 ページ目、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてです。番号 1 の都治町●●●●●です。これにつきましては、位置図につきましては 2 ページになるのですけれど、先ほどお示した地図の右側になります。ここの場所に●●●●●さんの居宅を建設したいということで、許可申請が出ております。ここの所につきましても、先ほど申し上げました通り一括した農地の一部となっております。ここにつきましても、圃場整備の区域内だったのですけれど、先日、農用地の区域も除外しておりまして、転用は一部であるものの申請可能な状態になっております。ここを農業委員会で可とする結論が出た時には、併せてこれも島根県での諮問を受けてからの許可となります。以上、駆け足ですけれども、議案の承認第 1 号の所から議案第 2 号の 1 まで説明をさせて頂きました。事務局からの説明は以上です。

会 長 はい。それでは、柳原委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5 番委員 はい。それでは説明をいたします。ここの土地は都治地区のいつもの所なのですが、最初のページからいきますと、5 条申請の分では手続きの関係で少し遅れるというような内容でした。次に 3 条と 5 条ですが、本来●●●●●●を二つに分けて、そのうちの一区画を宅地に変更するというような内容でした。事務局の方から説明があったとおり問題ありませんので、よろしく願いいたします。

会 長 はい。ただ今、説明と査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

会 長 はい。事務局どうぞ。

事務局 すみません。補足説明をさせて下さい。第 5 条第 1 項の所の説明が少し漏れておりました。これにつきましては、先ほど言いました申請の時には、登記の分割の申請の最中だったのですが、登記はもう終わっております。新しい地番として●●●●●●という形になっております。ここも同じように登記地目は田という形になりまして、小数点以下を切り捨てて●●●㎡という形になっております。ここにつきましては、対価は 10a あたり●●●千円で、申請は本人であるということです。以上です。

会 長 山本委員どうぞ。

3 番委員 都治のどの辺りになるのですか。

5 番委員 上都治の波積に、江津から行けば波積の方に向かって、サンピコの方へ上がっている道があるのですが、左上の方から。それでサンピコの方から下りてきた所になります。

3 番委員 この地図で左へ行く大きい道がありますが、あれは浅利の方に行く道ですか。

事務局 そうですね。

5 番委員 右へ行けば波積になりますね。

3 番委員 それでいけば神社お寺があって、黒松から浅利に抜ける大きい道ですか。

事務局 はい。そうです。

3 番委員 わかりました。

会 長 他にございませんか。

湯浅推進委員 すみません。ちょっとお聞きします。

会 長 はい。どうぞ。

湯淺推進委員 場所が分からないが、県道川平停車場線といえば跡市に抜ける道ですよ  
ね。5条の第1項の部分で。あれはどこになるのですか。この位置図でいう  
と。

5番委員 これはサンピコの方の、青波線なのですが。それからお寺の下を通過して都治  
の町中を出て、それから松川の方へ抜ける道です。

会 長 よろしいでしょうか。

湯淺委員 よく分からないな。この地図だとどの辺になるのか。

事務局 載っていません。

会 長 他にございませんか。

2番委員 よろしいでしょうか。説明が分かりにくかったのですが、位置図の2ページ  
がありますよね。この図面で●●●●●●が2つある訳ですが、この右側の方  
が今度●●●●●●㎡になる訳ですか。

事務局 そうですね。

2番委員 これは斜線が引いてあるので、これは1つを2つに分けると言われたので  
すよね。この線が入っている所から右が●●●㎡ということですか。

事務局 そうです。位置図の2ページの所にありますけれど、農地法第5条①と書  
いてあると思いますが、こちらにお示ししている所が今度は地番が●●●●●  
●に変わっております。申請時の時には、まだ分割の登記の申請最中でしたの  
で、同じ地番なのですけれど、それが地番が新しく●に変わっております。

2番委員 変わったということですね。

会 長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。質問等が無いようであります。採決いたします。「農地法第5条第1  
項の規定による許可後の事業計画の変更申請について」申請のとおり、承認さ  
れる方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許  
可後の事業計画の変更申請については、承認されました。

会 長 次に日程第3、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に  
ついて」を採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお

願います。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、可決されました。

会 長 次に日程第 4、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。藤井委員の除斥を解除いたします。

[ 藤井孝子委員 除斥解除 ]

農地法 第 5 条

《 嘉久志町 》

会 長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明をします。議案集につきましては、4 ページの下側になります。位置図につきましては、最後のページになります。裏表紙になりますので、よろしく申し上げます。説明をします。農地の所在につきましては、両方嘉久志町になります。●●●●●●、登記地目現況地目どちらも畑の●●●●●●㎡です。そして、●●●●●●、登記地目現況地目どちらも畑で、面積につきましては●●●●●●㎡になります。権利については所有権移転になります。譲渡人と譲受人につきましては、ご確認下さい。転用目的はそれぞれ物置用地となります。転用理由ですけれども、昭和 16 年より申請地に建物を建てているという形で、顛末書が出ております。対価につきましては、10a あたり●●●●●●千円という形になります。工期は昭和 16 年月日不詳という形になっております。これにつきましては、位置図の所を見て頂きたいのですけれども、嘉久志の所の●●●●から少し上に行った所の、踏切の近くになります。ここににつきましては先般、地籍調査の成果というので嘉久志町の所を確認をして頂いたかと思うのですが、ここの区域内になりまして、地籍調査を行った時に堺の所に





会 長 はい。ただ今、事務局からの説明と調査結果について報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。ございませんか。

湯浅推進委員 すみません。よろしいでしょうか。

会 長 はい、どうぞ。

湯浅推進委員 16年から建っていたそうですが、申請を見ると登記簿は畑で、現況が畑というのはおかしいのではないかと。宅地ではないのですか。

会 長 はい、事務局。

事務局 はい、現況は確かに宅地になっております。今までの許可申請の書き方として、そのままこの所は登記地目と同一のものを書くようにというような、通知をしているようです。そのようなことで、今回も。但し顛末書の所で経過を記入して頂いて分かるようにという形にしております。

湯浅推進委員 そうすると、登記簿上で良いのですね。

事務局 はい。登記簿の所で今までも受け付けております。

10番委員 はい。10番。

会 長 はい、どうぞ。

10番委員 この建物は、●●●●が建てたのでしょうか。それとも●●●●の方でされたのか、どちらなのでしょう。

会 長 事務局、わかりますか。どちらが建てたのか。

事務局 建物の経過の所までは、私も存じ上げてはないのですが、また申請の時にも確認はしておりませんが、おそらく一体的に使われていたとなると、●●●●●か●●●●●の方で建てられたのではないかと思います。

11番委員 昭和16年に建てられたとあるので、これは推測ですが●●●●●は●●●●●●●●からいつ相続されたか分かりませんが、以前は●●●●●●●の持ち物・・・ここは●●●●●の所なのですが、●●●●●と書いてある家は●●●●●のものでは無かったので、昭和16年に建てられたまま、●●●●●が建てられたのか、●●●●●が建てられたのかはよく分かりません。ただ、いっけん見ると一つの家に見えます。地図上は離れているように書いてありますが、建物にくっついている。

会 長 はい、事務局どうぞ。

事務局 顛末書の所を確認してみます。読み上げます。上記土地には物置が建てられ



になりまして、江津市管内図ということで、敬川町と都治町、松川の3地区、こういった所で集積をしておりますということで示しておりますので、ここもまたご確認頂けたらと思います。簡単ですが、事務局からの説明は以上です。

会 長 はい。ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。質問等が無いようであります。採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、意見第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

#### その他

会 長 次に日程第6、その他について、事務局から総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 事務局からは特にありませんが、総会終了後に情報提供等させて頂きたいと思っております。以上です。

会 長 はい。それでは、その他について皆さんから何かございますか。よろしいでしょうか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。その他事務連絡等は、総会終了後に行います。以上で本日の日程すべてを議了いたしました。これをもちまして、第13回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は3月22日の月曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

[ 閉会 午前10時50分 ]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員